

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年10月28日 10時35分ごろ
発生場所	岡山県玉野市日比港西南西方沖 日比港西4号防波堤灯台から真方位248° 1.7海里付近 (概位 北緯34° 26.5′ 東経133° 53.9′)
事故の概要	貨物船いぶきは、錨泊中、また、引船第三大干丸は、西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年10月31日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 いぶき、341トン 141707、武田海運株式会社 B 引船 第三大干丸、19トン 273-9017香川、山口鋼業株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に凹損を伴う擦過傷 B 左舷船首部防舷材に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、日比港西南西方沖で右舷錨を入れ、黒色球形の形象物を表示し、船首を北西方に向けて錨泊中、その右舷中央部にB船が衝突した。 船長Aは、停泊当直の航海士と共に在橋していたところ、衝撃で衝突に気づき、海上保安庁に本事故の発生を通報した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約10ノットの対地速力で自動操舵として西進中、船長Bが、針路を西に向けたときに他船を見掛けなかったため、船首方に支障となる船はいないものと思い、甲板上の清掃を行っていたところ、A船に衝突した。
分析	A船は、錨泊中、B船が衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、船首方に支障となる船はいないものと思い、甲板上の清掃を行っていて前路の見張りを行っていなかったことから、錨泊中のA船に気付かず、A船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、日比港西南西方沖において、A船が錨泊中、B船が西進中、船長Bが前路の見張りを行っていなかったため、B船がA船に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 常時適切な見張りを行うこと。